売却条件通知に異議がある場合には、売却条件通知を受領した後、２週間を経過する日までに、管財人に対し、売却条件通知の売却予定価格を含む売却条件等について書面で異議を述べるものとする。当該更生担保権者は、売却条件通知の受領後１ヶ月を経過する日までに、当該担保目的物をより高い価格（以下「希望購入価格」という）で購入する希望者であり、かつ、支払が確実な者（以下「特定購入希望者」という）を書面で紹介しなければならない（但し、前記イの条件を前提とする）。管財人は、特定購入希望者に対して当該担保目的物を売却することにつき裁判所の許可が得られた場合、特定購入希望者に当該担保目的物を売却する。

また、特定購入希望者に売却することにつき裁判所の許可が得られたにもかかわらず、特定購入希望者が売買契約の締結を拒否したとき、又は、管財人の責めに基づかずに当該売買契約が解除されたときは、更生担保権者が自ら希望購入価格での購入者となる申込をしたものとみなす。

なお、①当該担保目的物に担保権を有する全ての更生担保権者が管財人の売却条件通知に記載する当該担保目的物の「担保弁済額」が確定更生担保権額に満たない金額となる価格による売却に同意した場合、②売却条件通知の受領後２週間を経過する日までに全ての更生担保権者が異議を述べなかった場合、③売却条件通知の受領後１ヶ月を経過する日までに全ての更生担保権者が特定購入希望者の紹介をしなかった場合、又は④紹介した特定購入希望者に売却することにつき裁判所の許可が得られなかった場合のいずれの場合においても、管財人は売却条件通知に記載したところに従って、裁判所の許可を得て当該担保目的物を売却する。

ⅲ　担保弁済額

ア　「担保弁済額」とは、当該担保目的物の売却代金（消費税を除く）につき、下記「控除項目」記載の売却の費用を控除した残額とする。

記

A　売主負担の仲介手数料

B　売主負担の印紙代（契約書・領収書）

C　売主負担の登録手続費用

D　更生会社に生じる種々の負担の補填金として売却代金（消費税抜き）の３％相当額

E　その他、担保目的物売却にあたり生ずる費用及び担保目的物の価値の維持のために特別に支出した費用（但し、更生担保権者と協議の上、合理的な金額を定める）

イ　「担保弁済額」の限度額

上記アの定めに従って算出した金額が、別表９－２「更生担保権弁済計画表（所有権留保：処分連動型）」記載の「被担保債権額」欄記載の当該担保目的物に関する担保権の被担保債権額を上回る場合、「担保弁済額」は当該担保目的物に係る被担保債権額を限度とする。

⑶　別表９－３「更生担保権弁済計画表（所有権留保：金銭弁済型）」記載の更生担保権について

別表９－３「更生担保権弁済計画表（所有権留保：金銭弁済型）」記載の更生担保権は、確定更生担保権額全額を、更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日までに一括弁済する。

第３　リースに係る更生担保権

１　確定債権

確定更生担保権　　4,378,425円

別表10―１及び10―２

債権者数　８名

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　別表10―１「更生担保権弁済計画表（リース：代物弁済型）」記載の更生担保権について

別表10―１「更生担保権弁済計画表（リース：代物弁済型）」記載の更生担保権は、更生担保権者が更生計画認可決定確定後２ヶ月を経過する日までに書面による意思表示により選択することにより（期限内に選択がない場合には下記②を選択したものとみなす）、①確定更生担保権額全額を、更生計画認可決定確定後４ヶ月を経過する日までに一括弁済するか、又は②更生計画認可決定確定後４ヶ月を経過する日までに更生担保権の弁済に代えて当該担保権の目的物（対象物件の使用権）を更生担保権者に代物弁済する。但し、更生担保権者が②の方式を選択した場合であっても、対象物件について管財人に管理権限がない場合及び代物弁済を行うために更生会社が過分の費用を負担する場合等の合理的な理由により代物弁済をすることができないと管財人が判断した更生担保権については、①の方式によるものとする。

なお、リースに係る更生担保権における代物弁済は、更生担保権者に対象物件の占有を移転（指図による占有移転及び占有改定を含む）した時にその効力を生じる。

⑵　別表10―２「更生担保権弁済計画表（リース）」記載の更生担保権について

別表10―２「更生担保権弁済計画表（リース）」記載の更生担保権は、確定更生担保権額全額を更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日までに一括弁済する。

第４　不動産を目的とする担保権に係る更生担保権

１　確定債権

確定更生担保権　　2,412,000円

別表11

債権者数　１名

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　弁済時期等

ⅰ　別表17「担保権の目的の一覧表（不動産）」を目的とする担保権に係る更生担保権については、いずれも⑵記載の方法で売却する。

ⅱ　別表11「更生担保権弁済計画表（不動産：処分連動型）」記載の更生担保権者については、⑶記載の方法で計算した「担保弁済額」を、当該債権者の有する更生担保権に関する当該担保目的物売却代金全額の受領後３ヶ月を経過する日、又は更生計画認可決定確定後４ヶ月を経過する日のいずれか遅い日までに弁済する。

ⅲ　「担保弁済額」が別表11「更生担保権弁済計画表（不動産：処分連動型）」の「確定更生担保権額」に不足する場合、同不足額（以下「不足弁済額」という）については、一般更生債権とみなし、後記第３節に従う。

「担保弁済額」が別表11「更生担保権弁済計画表（不動産：処分連動型）」の「確定更生担保権額」を超過する場合、当該超過額（以下「超過弁済額」という）を更生担保権とみなして弁済し、超過弁済額相当額の一般更生債権に対してなされた本章第３節第２、１⑴イの定めによる免除の効力は失われるものとする。